

LUAANA GYM 会員及び体験の利用規約

LUAANA GYM（以下「当ジム」）と記載

〈 体験トレーニング 〉

当ジムのサービス利用等により身体に異変があった場合も含め、自己の責任において自らの健康管理を行うものとし当ジムは何ら責任を負わないものとします。

〈 会員の制限 〉

当ジムは各店舗ごとに会員数の制限を設けており、スムーズに予約が取れるように努めているが、祝日の影響により予約が偏った場合や他店舗会員様の利用状況によっては混雑し希望通り予約ができない場合があります。

〈 入会 〉

入会には入会金 33,000 円(税込)と当月分プラン内容の金額（日割り分）と翌月分プラン内容の金額が必要となります。利用者は、以降毎月 20 日に翌月分会費をお支払いいただきます。

〈 退会 〉

退会手続きは専用 WEB サイトにおいて行うことができます。毎月 10 日を申請締日として申請月末日より退会となります。

〈 プラン変更・休会 〉

プラン変更、休会手続きは専用 WEB サイトにおいて行うことができます。毎月 10 日を申請締日として申請翌月 1 日より内容の変更となります。

〈 店舗の移籍 〉

店舗の移籍手続きは専用 WEB サイトにおいて行うことができます。毎月 10 日を申請締日として申請翌月 1 日より店舗の移籍となります。

〈 再入会 〉

再入会の場合は、他店舗を含め新規入会時と同様、入会金 33,000 円(税込)とプラン内容の金額が必要となります。

〈 他店舗利用 〉

他店舗利用の場合は、全ての店舗を無料でご利用いただけます。ただし、所属店舗での利用回数よりも他店舗の利用回数が上回ることは禁じております。

〈 予約 〉

会員は専用 WEB サイトよりレッスン予約が必要です。レッスンをお受けいただける回数は原則 1 日 1 回とします。(オプションの追加により予約回数が異なります)

〈 予約のキャンセル・変更 〉

トレーニング予約をされた会員によるキャンセル・変更受付は、予約日の前日 21:00 までとします。21 時以降の予約キャンセル・変更についてはレッスン 1 回分と数えさせていただきます。無断キャンセルあるいは開始時刻 10 分を過ぎてもご連絡がなかった場合はキャンセルとみなし、無断キャンセル料 500 円が発生します。キャンセル時には当ジム指定の公式 LINE よりキャンセルが可能となります。

〈 月 2 回通い放題プラン 〉

月に 2 回まで予約が可能となり、予約は一度に 1 枠とし、レッスンが終了したら次回枠の予約が可能となります。

〈 週 2 回通い放題プラン 〉

月曜日から日曜日までの期間で 2 回まで予約が可能となり、予約は一度に 1 枠とし、レッスンが終了したら次回枠の予約が可能となります。

〈 全日通い放題プレミアムプラン 〉

予約は一度に1枠とし、レッスンを終えたら次回枠の予約が可能となります。

〈 オプション 〉

- 1 予約確保オプション利用会員の予約は一度に2枠とし、レッスンを終えたら次回の1枠の予約が可能となります。
- 2 レッスン延長プラン利用会員は1日2枠までが予約が可能となり、トレーニング時間が連続でなくても予約可能とする。

〈 料金の取り扱い 〉

当ジムに来店された全ての者に対して販売するもの（ご利用プランやその他当ジムが提供する商品）に関して料金の相違があった場合は、店舗にて現金での引き渡しが原則となります。

〈 キャンペーン 〉

キャンペーン適用時はその利用規約に準じて入会するものとします。

〈 レッスン時間と退室 〉

予約日の入室は予約時間から可能とし、ご予約時間から40分後には退出とする。

会員規約

第1条（目的）

当ジムの目的は会員がサービスを利用し、運動の習慣化を達成できるフィットネス環境を手に入れることを目的とします。

第2条（会員制）

当ジムは会員制とします。会員本人のみが使用することができ本人以外の者は使用できません。

第3条（諸規則の順守）

会員は、本規約と当ジムが定める諸規則を遵守しなければなりません。

第4条（入場の禁止と退場）

当ジムは、以下の各号に該当する方の入場を禁止または退場を命じることができます。

- ① 伝染病もしくは伝染、感染するおそれのある疾病を有する方
- ② 医師等により運動を禁じられている方
- ③ 酒気を帯びている方（二日酔いの方も含む）
- ④ 威圧的な態度等で他会員が怯えたと当ジムが認めた方
- ⑤ 本規約の諸規則を遵守しない方
- ⑥ 当社が不相当と認めた方

第5条（休会/解約/解除）

- 1 休会・解約は当ジム指定の申請フォームへ必要事項を記入の上申し込みいただきます。
- 2 以下に該当する場合には、当社の判断で会員登録を解除します。
 - ① 当ジムの名誉を毀損し、また社会的信用を失わせる行為を行った場合
 - ② 当ジムの定める禁止行為を行った場合
 - ③ 当ジムに登録していた情報が虚偽であると判明した場合
 - ④ 当ジムとの契約に違反する行為をした場合。ただし月会費の滞納による解除は、会費滞納の翌々月の入会同日に指定した日付までに会費の支払いがない場合に限りです。
 - ⑤ その他健全なビジネスを営む上で当社が不相当と認めた場合
 - ⑥ 入会金支払い後14日以上経過しても1回目のレッスン予約がなかった場合

第6条（復活/再入会）

- 1 会員は休会中の再会を希望する場合、当ジム指定の専用 WEB において手続を行うことができます。毎月 10 日を申請締日として申請翌月 1 日より内容の変更となります。
- 2 会員は解約後の再入会を希望する場合、新規入会時と同様、再入会時に入会金 33,000 円(税込)とプラン内容の金額が必要となり、入会した当日から店舗利用可能となります。

第 7 条（会員情報の変更に伴う手続等）

会員は、登録情報に変更が生じた場合には、速やかに当社に届け出るものとします。変更申請が遅れたことにより発生した損害について、当社は一切責任を負いません。

第 8 条（資格喪失）

会員は、以下の場合にその資格を喪失します。

- ①退会
- ②死亡
- ③解約・解除
- ④運営上重大な理由により当ジムを閉鎖したとき
- ⑤会員規定第 5 条 2-④で定めた滞納により当ジムが退会を認めたとき

第 9 条（中途解約と返金）

中途解約の場合、既に当ジムに支払済みの入会金や会費のご返金はできません。

第 10 条（会員資格の譲渡）

当ジムの会員資格は、本人限りとし、当ジムの許可なく譲渡することはできず、相続その他の包括的な承継をすることはできません。

第 11 条（営業日、営業時間及び休暇）

当ジムの定休日は水曜日となり、営業対応時間は平日、土日、祝日 8:00~22:15 となります。また別に夏季休暇、年末年始休暇があり、夏季休暇の場合は 8 月 10 日から 8 月 20 日までの 2 日間を休暇とし、年末年始休暇の場合は年末 2 日前から年始 4 日まで定休日となります。

第 12 条（施設の利用制限）

当ジムは、以下の理由により施設の全部又は一部を休業することがあります

- ①気象、災害、その他やむを得ない理由等により会社が営業を行うことが妥当でないと認めた時
- ②警報・注意報などにより会社が営業を行うことが妥当でないと認め時
- ③施設の点検、補修または改修をする時
- ④法令の制定、改廃、行政指導、社会経済の著しい変化、その他やむを得ない理由が発生した時
- ⑤定休日、休暇、その他会社の都合により会社が休業を必要と認める時

第 13 条（免責）

会員は当ジム内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、当ジム内で発生した盗難・傷害その他の事故について、当社の故意又は重過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

第 14 条（会員の損害賠償責任）

会員が当ジムの利用に関して、当社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、会員はその賠償の責任を負うものとします。

第 15 条（サービス利用による自己責任）

会員は、当ジムのサービス利用等により身体に異変があった場合も含め、自己の責任において自らの健康管理を行うものとし、当ジムは何ら責任を負わないものとします。

第 16 条（忘れ物、拾得物の取り扱い及び拾得物の拾得者の権利放棄）

当ジムにおける忘れ物について、会員は残置から 14 日経過時に一切の権利を放棄したものとし、当ジムにて処分することに異議を述べないものとします。ただし、腐敗等安全衛生上の問題を生じるおそれがある場合、当ジムは、期間の経過前であっても処分を行うことができるものとします。

第 17 条（解散）

当ジムは、やむを得ない理由により 3 か月前の予告をすることにより当ジムを解散することができます。解散の理由が天災地変、公権力の命令、強制その他の不可抗力である場合には、前項の予告期間を短縮することができます。当ジム解散の場合、当社は会員に対し特別の補償は行いません。

第 18 条（規約の改正）

原則として当ジムは告知をなしに本規約の変更・改正をできるものとし、改正した本規約の効力は全会員に及ぶものとします。本規約における会員への告知方法は、ホームページに掲載する方法とします。

以上